

○総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

総務大臣 高市 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第四十九条の三十一 二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>【一 略】</p> <p>二 変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>【三・四 略】</p> <p>(二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備)</p> <p>第五十八条の二の十一 二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>【一 略】</p> <p>二 変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は水平偏波及び垂直偏波の組合せであること。</p> <p>四 【略】</p> <p>五 前四号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。</p>	<p>第四十九条の三十一 【同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>二 変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>【三・四 同上】</p> <p>(二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備)</p> <p>第五十八条の二の十一 【同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>二 変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>【新設】</p> <p>三 【同上】</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。